# 1. 学則 〈抜粋〉

# 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は、専門学校浜松工科自動車大学校(以下「本校」という。)という。

(位 置)

第2条 本校は、浜松市中区寺島町285番地の24に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法の主旨に従い、産業の発展に対応するための工業分野の教育をするとともに、一般教養に関する学科も授け、知性高く教養ある人材を育成し、産業の振興に寄与することを目的とする。

(課程、修業年限等)

第4条 本校の課程、学科、昼夜区分、修業年限、収容定員及び入学資格は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名										昼夜別	修業年限	総定員	入 学 資 格
	自	動	車	シ	ス	テ .	ム _	Ľ	学	科	昼	4年	100名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者
専門課程(工業分野)	自		動	車	Ĺ	整	,	備		科	昼	2年	50名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者
	国	際	才、	— F	・メ	力	=	ツ	ク	科	昼	3年	7 5 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者

# 第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで後期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休業日)

- 第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合は、休業日を変更する ことができる。
  - (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
  - (2) 日曜日及び十曜日
- (3) 本校創立記念日 4月1日
- (4) 学年始休業日 4月2日から4月10日までの間において、校長が定める期間
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月31日までの間において、校長が定める期間
- (6) 冬季休業日 12月20日から1月10日までの間において、校長が定める期間
- (7) 春季休業日 3月21日から3月31日までの間において、校長が定める期間
- (8) その他校長が必要と認めた休業日、10日以内

(始業、終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前9時20分

終業時刻 午後4時30分

2 校長は教育上やむを得ないときは、始業、終業の時刻を変更することができる。

## 第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表(1)による。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第10条 他の専修学校、大学等において別表(1)に定める授業科目を履修した場合には、当該課程 の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみな すことができる。

(授業の方法)

- 第11条 本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法の他、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で遠隔授業にて履修させる方法で行うことができる。
- 2 前項の遠隔授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の 3を超えないものとする。

(授業時数の単位数への換算)

第12条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、50分を1単位時間とし、 講義にあっては15時間をもって1単位、実習、演習にあっては30時間をもって1単位、実学一体 授業にあっては20時間をもって1単位とする。

# 第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

## (認定の基準)

第13条 本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

# (成績評価)

- 第14条 成績評価は、学期末と学年末に試験を行い、平素の成績と試験の成績により合格を認定する。
- 2 試験は、授業料を完納し、且つ履修した科目に限り受けることができる。
- 3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

#### (卒業証書の授与)

第15条 校長は、所定の課程を修了し、合格を認定した者には、当該課程の名称及び修業年限を記入 した卒業証書を授与する。

# 第5章 入学、休学、退学及び転学等

#### (入学時期)

第16条 本校の入学時期は、4月1日とする。

#### (入学手続)

- 第17条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に最終卒業学校の調査書並びに入学検 定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 入学を許可された者は、指定の期日までに入学金を納付し、手続きをとらなければならない。

#### (保証人)

- 第18条 入学を許可された者は、本校で定める誓約書に保証人と連署して、入学日までに校長に提出 しなければならない。
- 2 保証人は、生徒の一身上について責任を負うものとする。

## (編入学)

- 第19条 他の専修学校(専門課程)を卒業した者で編入学を希望する者は、所定の編入学願書に当該 専修学校における履修内容を証する書類及び卒業証明書を添え、校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、前項の履修内容を審査し教育上支障がない場合には、編入学を許可することができる。
- 3 本校を卒業した者で自動車システム工学科に編入学を希望する者は、所定の編入学願書に成績証明書を添えて指定期日までに出願しなければならない。
- 4 校長は前項の手続きを終了した者に対して編入学試験を行い教育上支障が無いと認められる場合 には、編入学を許可することができる。

5 前項により自動車システム工学科に編入学が許可された者で、二級自動車整備士資格(ガソリン・エンジン及びジーゼル・エンジン)の両資格が取得できなかった場合、及び編入学後6ヶ月以内に合格証書の交付を受けなかった場合は、編入学の許可が編入学の許可日に溯り取消される。

#### (休学・復学)

- 第20条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由 を記した書類を添え、保証人と連署して校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、教育上必要があると認めたときは、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、校長は更に1年以内の休学を許可することができる。
- 4 休学中の者が復学しようとする場合は、願い出て復学することができる。

# (退学・転学)

第21条 退学又は転学しようとする者は、その事由を付し、保証人と連署した願書を提出して校長の 許可を受けなければならない。

## (転学の受け入れ)

- 第22条 他の専修学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、在 学証明書及び指導要録の写しの送付を求めて、転学を許可することができる。
- 2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知するものとする。

## (転学科)

- 第23条 転学科は、校長が特別の事由があると認め、且つ、転学科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。
- 2 転学科は、学年の始めに限るものとする。
- 3 生徒が転学科しようとするときは、その事由を記載した書類を校長に提出しなければならない。

#### (出席停止)

第24条 校長は、感染症法その他感染症の予防に関して規定する法律に定める感染症にかかり、又は そのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

# (欠 席)

第25条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、その事由を付し、届けなければ ならない。

# 第6章 職員組織

## (職員組織)

- 第26条 本校の職員組織は、次のとおりとする。
  - (1) 校長
- (2) 教員 9名以上
- (3)講師 1名以上
- (4)事務職員 1名以上
- (5) 学校医 1 名以上
- 2 前項職員のほか、必要により助手を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## (職員会議)

- 第27条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議をおく。
- 2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主掌する。

# 第7章 入学検定料、入学金、授業料

# (学費等の額)

第28条 入学検定料、入学金、授業料(教育実習費を含む)の額は、別表(2)による。

## (学費の納期)

- 第29条 授業料は、1年を4期に分け、各期とも期初前月の末日までに納付しなければならない。
- 2 授業料を期限内に納入しないときは、校長は、遅滞なく期限を附し督促するものとする。
- 3 校長は、前項の督促をしてもなお、授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、 その者を出席停止又は退学させることができる。

#### (返 環)

- 第30条 既に納付された入学検定料及び入学金は返還しない。
- 2 既に納付された授業料は、次の場合を除き返還しない。
- (1) 入学手続きを完了した者が入学を辞退して授業を受けない場合
- (2) 前期末までに休退学を承認されて授業を受けない場合
- (3) 校長が特別の理由があると認めた場合

# (授業料等の減免)

第31条 校長が特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

# 第8章 賞 罰

(ほう賞)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

- 第33条 校長は、教育上必要があると認めた場合には生徒に対し懲戒を行うことができる。ただし、 退学又は停学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者
- 2 退学又は停学を命じたときは、その旨を保護者及び保証人に通知する。

## 第9章 生徒心得

(生徒の遵守事項)

第34条 生徒の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

## 第10章 研究生及び委託生

(研究生)

- 第35条 本校の課程を卒業した者が更に高度の技術の研究を希望する場合は、校長は、職員会議に諮り、1年間研究生として在学を許可することができる。
- 2 研究生の学費は、別に定める。

(委託生)

- 第36条 官公庁その他から委託を受けた生徒については、委託生として取扱う。
- 2 委託生に関する細則は、その都度委託者と校長が協議して定める。

## 第11章 雜 則

(健康診断)

第37条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則の制定)

第38条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が定める。